

## 使用料等受益者負担適正化検討会開催要綱

### (趣旨)

第1条 使用料等にかかる受益者負担の適正化について、市民等から幅広く意見を聴取するため、「使用料等受益者負担適正化検討会」(以下「適正化検討会」という。)を開催する。

### (意見を求める事項)

第2条 適正化検討会は、行政サービスの提供にあたり、受益者に求める負担のあり方について検討し、意見・助言を行う。

### (構成)

第3条 適正化検討会の参加者は、次に掲げる者をもって7名以内で構成する。

- (1) 学識経験者 2名
- (2) 一般公募市民 3名
- (3) 団体の代表 2名

### (開催期間)

第4条 適正化検討会の開催期間は、本要綱の施行の日から平成29年3月31日までとする。

### (座長)

第5条 適正化検討会に座長及び副座長を置く。

- 2 座長は参加者の互選により定める。
- 3 副座長は、座長が指名する参加者をもって充てる。
- 4 座長は適正化検討会の進行を行う。
- 5 副座長は座長の職務を補佐し、座長に事故があるときはその職務を代理する。

### (庶務)

第6条 適正化検討会の庶務は、行財政改革部行政管理課において処理する。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、適正化検討会に関し必要な事項は別途定める。

### 附則

この要綱は、平成27年4月10日から施行する。

この要綱は、平成29年3月31日に廃止する。